

国内経済要録

◇準備預金制度の準備率設定

最近のわが国経済金融情勢は、物価もおおむね安定的な動きを示し、国際収支も黒字基調を続けるなど一応順調な推移をたどっているが、一面生産活動の顕著な上昇傾向、企業の資金需要の根強い増勢など注意すべき要因も伏在している事情にかんがみ、本行ではこの際景気上昇の行き過ぎを未然に防止し経済の安定的成長を期するとともにあわせて金融の正常化に資するため準備預金制度を発動することに決定、大蔵大臣の認可を得て9月11日から以下の通り準備率を設定した。

1. 所要準備額計算の基礎となる月の前前月以前における最近の営業年度末の預金残高(注)が200億円をこえる指定金融機関の準備率

- | | |
|--------------------|----------|
| (1) 定期性預金についての準備率 | 100分の0.5 |
| (2) その他の預金についての準備率 | 100分の1.5 |

2. その他の指定金融機関の準備率

- | | |
|--------------------|-----------|
| (1) 定期性預金についての準備率 | 100分の0.25 |
| (2) その他の預金についての準備率 | 100分の0.75 |

(注) 6月から11月までの各月の準備率については3月末の預金残高、12月から翌年5月までの各月の準備率については9月末の預金残高による趣旨。

◇準備預金制度に関する法律施行令の一部改正

準備預金制度の準備率設定上の指定金融機関の区別などに関し、準備預金制度に関する法律施行令の一部を改正する政令が9月7日付をもって公布施行された。

改正後の関係条文下記の通り。(下線の通り改正)

(定期性預金)

第3条 法第2条第4項に規定する政令で定める預金は、払戻について期限の定がある預金でその払戻期限が当該預金に係る契約を締結した日から起算して三月を経過した日以後に到来するものとする。

(指定金融機関の区別)

第4条 法第5条の指定金融機関の区別は、法定準備預金額(法第2条第2項に規定する法定準備預金額をいう。以下同じ。)の計算の基礎となる月の前前月に終る最近の営業年度の末日(当日が休日のときは、その前日とし、法定準備預金額の計算の基礎となる月

が、当該指定金融機関の新たに業務を開始した日を含む営業年度の各月又は当該営業年度経過後二月以内の各月のいずれかに該当するときは、その業務を開始した日とする。)の終業時における同条第3項に規定する預金の残高が200億円をこえる指定金融機関とその他の指定金融機関の区別とする。

(日本銀行預け金の額の計算の起算日)

第5条 (旧第4条に同じ、略)

(日本銀行預け金の額の計算上除外する預り金)

第6条 (旧第5条に同じ、略)

(預け金の額が不足する場合の納付金の手続)

第7条 (旧第6条中一部改正) 指定金融機関は、法第8条第1項の規定により日本銀行に納付すべき金額があるときは、これを当該金額に係る法定準備預金額の計算の基礎となった月の翌月15日までに納付しなければならない。

2. (旧第6条2に同じ、略)

(端数計算)

第8条 指定金融機関の法第7条第1項に規定する毎日の終業時の預金の残高は、当該指定金融機関の本店および各支店ごとに、かつ、法第5条の規定により定期性預金およびその他の預金の別に準備率が定められたときはその預金別に、千円未満の端数を切り捨てて計算するものとする。

2. 法第7条の規定により法定準備預金額もしくは日本銀行に対する預け金の額を計算する場合又は法第8条第1項の規定により日本銀行に納付すべき金額を計算する場合において、これらの金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(報告書の提出)

第9条 (旧第7条に同じ、略)

◇本行保有手形の売却条件の変更

本行では最近の金融情勢に対処し、当分の間本行保有手形を売却する場合の割引歩合を日歩2銭1厘に変更する(従来日歩2銭)とともに、手形の売却期間を20日を下回らない期間に改めた(従来1ヵ月)。また農林中央

金庫に対し、地方銀行に対すると同一の要領により手形の売却を行なうこととし、9月5日から実施した。

◇米ドル為替相場制度の改正について

大蔵省では、為替相場制度の正常化を図る趣旨から、先般米ドル為替相場の建て方に弾力性を与えるよう改正措置を検討中であつたが、9月11日新措置を発表、12日より実施することとなった。概要次の通り。

(1) 大蔵大臣（外国為替資金特別会計）の対為銀売買相場

イ、米ドル直物相場

米ドル直物売買相場は基準相場の上下各1円80銭（売相場361円80銭、買相場358円20銭——基準相場の上下各0.5%）に拡大する（現行は基準相場の上下各35銭）。

ロ、米ドル先物相場

大蔵大臣の米ドル先物取引を廃止し、米ドル先物相場は自由とする（現行は輸入予約は予約期間1旬につき直物相場の10銭（年利1%）高——輸出予約は直物相場とフラット）。

ハ、英ポンド直物相場

英ポンド直物相場は、上記改正に伴い大蔵大臣米ドル売買相場の基準相場からの開き0.5%に、IMF規約上許容される英ポンドの対米ドル相場変動幅1%を加えた1.5%（売相場1,023円12銭、買相場992円88銭）まで拡大する（現行は裁定相場——1,008円92銭）。

ニ、オープン勘定ドル相場

オープン勘定ドル取引は、全面集中制の建前から現行通り（政府が売買に応ずる——直物売相場360

円35銭、買相場359円65銭）とするが、先物相場については、オープン勘定債権累積防止の見地から直物相場とフラットとする（現行は輸入予約は予約期間1旬につき直物相場の10銭（年利1%）高、輸出予約は直物相場とフラット）。

(2) 為銀の対顧客売買相場

イ、米ドル直物電信相場

大蔵大臣の対為銀売買相場まで拡大（現行は基準相場の上下各80銭と公定）し、その範囲内で自由に建値しうることとする。なお、対顧客電信売買相場の開きは1円40銭（現行1円60銭）に縮小する。

ロ、米ドル先物相場

大蔵大臣の先物取引廃止に伴い自由とする。

ハ、オープン勘定ドル相場

直物相場は現行通り（売相場360円80銭、買相場359円20銭）、とするが、先物相場は直物相場とフラット（大蔵大臣先物相場と同様）とする。

ニ、英ポンドおよび非集中指定通貨の直物限界相場の拡大

本年7月のIMF理事会の決議において、加盟国は自国が適当と認める基準通貨の為替相場変動幅が平価の1%以内に維持される場合は、他の加盟国通貨に対する相場変動幅は2%まで許容されることとなったため、今次措置により、英ポンドおよび非集中通貨の変動幅は裁定相場の上下各1.5%まで拡大する。

なお、今次措置に伴い、円の先安見通しなどがある場合、直物の買進みによる投機的取引が行なわれ相場の安定が害される懸念があるので、為銀の直物買持高についても限度を設けて規制することとなった（直物売持および直先総合持高規制については従来通り）。